

令和5年第1回野辺地町議会

定例会会議録

招集年月日 令和5年2月22日(水)

招集場所 野辺地町議会会議場

開会(開議) 令和5年3月10日(金)午前9時30分

出席議員(11名)

1番	高田光雄	2番	江渡正樹
3番	中谷謙一	4番	古林輝信
5番	野坂充	6番	岡山義廣
7番	高沢陽子	8番	杉山福行
9番	戸澤栄	10番	大湊敏行
11番	赤垣義憲		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町	長	野村秀雄					
副町	長	江刺家和夫					
教	育	長	新渡幹夫				
総	務	課	長	山田勇一			
企	画	財	政	課	長	秋島祐成	
防	災	管	財	課	長	西館峰夫	
産	業	振	興	課	長	長根一彦	
税	務	課	長	高山幸人			
町	民	課	長	上野義孝			
介	護	・	福	祉	課	長	飯田貴子

健康づくり課長	木 明	修
建設水道課長	瀧 澤	誠
会計管理者	小 野 早	苗
学校教育課指導室長	中 野 良	喜
社会教育・スポーツ課長兼中央公民館長 兼図書館長兼歴史民俗資料館長	五 十 嵐 洋	介
学校教育課長補佐	飯 田	満
代表監査委員	蛭 名 進	一
総務課長補佐	田 中 利	実
総務課総括主幹	山 口 慎	史

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	玉 山 順	一
議会事務局主幹	濱 中 太	一

議事日程（第5号）

日程第1 議案審議

- 1、報告第1号 専決処分した事項の報告の件（公用車事故に係る損害賠償についての和解の件）
- 2、承認第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令和4年度野辺地町一般会計補正予算（第9号））
- 3、議案第1号 令和4年度野辺地町一般会計補正予算（第10号）
- 4、議案第2号 令和4年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 5、議案第3号 令和4年度野辺地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 6、議案第4号 令和4年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 7、議案第5号 令和4年度野辺地町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 8、議案第6号 令和4年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第6号）
- 9、議案第13号 野辺地町個人情報の保護に関する条例案
- 10、議案第14号 野辺地町個人情報保護審査会条例案
- 11、議案第15号 野辺地町会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案
- 12、議案第16号 野辺地町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案
- 13、議案第17号 野辺地町国民健康保険条例の一部を改正する条例案
- 14、議案第18号 野辺地町工場立地法地域準則条例案
- 15、議案第19号 野辺地町産直施設設置条例の一部を改正する条例案
- 16、議案第20号 野辺地町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案

	17、議案第21号	野辺地町介護サービス事業基金条例を廃止する 条例案
	18、議案第22号	青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共 団体の数の増加及び青森県市町村総合事務組合 の規約の変更について
	19、議案第23号	町道の路線認定の件
	20、議案第24号	町道の路線変更の件
	21、諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦の件
日程第2	発議審議	
	1、発議第1号	野辺地町議会の個人情報の保護に関する条例案
日程第3	陳情審議	
	1、陳情第1号	日本全体で解決すべき問題として、普天間基地 周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全 の保障を求める陳情
	2、陳情第2号	庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配 達・集金を自粛するよう求める陳情
日程第4	閉会	
町長の提出議案	な	し
議会の提出議案	発議第1号	野辺地町議会の個人情報の保護に関する条例案
会議に付した議案	報告第1号	専決処分した事項の報告の件（公用車事故に係る損害賠償につい ての和解の件）
	承認第1号	専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令和4年度野辺 地町一般会計補正予算（第9号））
	議案第1号	令和4年度野辺地町一般会計補正予算（第10号）
	議案第2号	令和4年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
	議案第3号	令和4年度野辺地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
	議案第4号	令和4年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）

- 議案第 5 号 令和 4 年度野辺地町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 6 号 令和 4 年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第 6 号）
- 議案第 13 号 野辺地町個人情報の保護に関する条例案
- 議案第 14 号 野辺地町個人情報保護審査会条例案
- 議案第 15 号 野辺地町会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第 16 号 野辺地町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案
- 議案第 17 号 野辺地町国民健康保険条例の一部を改正する条例案
- 議案第 18 号 野辺地町工場立地法地域準則条例案
- 議案第 19 号 野辺地町産直施設設置条例の一部を改正する条例案
- 議案第 20 号 野辺地町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案
- 議案第 21 号 野辺地町介護サービス事業基金条例を廃止する条例案
- 議案第 22 号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び青森県市町村総合事務組合の規約の変更について
- 議案第 23 号 町道の路線認定の件
- 議案第 24 号 町道の路線変更の件
- 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦の件
- 発議第 1 号 野辺地町議会の個人情報の保護に関する条例案

◎開議の宣告

○議長（戸澤 栄君） これより本日の会議を開きます。

（午前 9時28分）

◎議案審議

○議長（戸澤 栄君） 今日は案件がたくさんありますので、質問は簡潔にお願いします。

それでは、日程第1、議案審議を行います。

報告第1号、専決処分について、副町長から。

○副町長（江刺家夫君） おはようございます。それでは、議案書の1ページをお願いいたします。報告第1号は、専決処分した事項の報告の件であります。

2ページをお願いいたします。専決処分いたしましたのは、公用車事故に係る損害賠償についての和解の件であります。和解の相手方は、_____、_____氏であります。

事故の概要であります。令和4年4月19日午前9時5分頃、野辺地町字白岩向3番地1地先の県道上におきまして、町有自動車は交差点を右折する際に、後続の相手方車両が町有自動車の右側を追い越してきたため、町有自動車の前方右側と相手方車両の後方左側が接触し、双方の車両が損傷したものであります。

和解の内容であります。事故の損害賠償金として、町は____氏所有の自動車の損害額64万6,852円の1割に相当する6万4,685円を____氏に支払うものとし、____氏は町有自動車の損害額15万9,764円の9割に相当する14万3,788円を町に支払うものとしたものです。また、町及び____氏は、本件事故に関し、今後異議を申し立てないことといたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（戸澤 栄君） 報告事項でありますけれども、質疑ありますか。

5番、野坂 充君。

○5番（野坂 充君） すみません、これ令和4年4月19日の事故なのですが、今専決した理由、遅くなった理由は何だったのでしょうか。

○議長（戸澤 栄君） 課長。

○健康づくり課長（木明 修君） お答えいたします。

相手方が、なかなか示談に応じなかったためであります。

○議長（戸澤 栄君） これで質疑を終わります。

承認第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令和4年度野辺地町一般会計補正予算（第9号））を議題とします。

副町長。

○副町長（江刺家夫君） それでは、承認第1号は、専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件であります。専決処分いたしましたのは、令和4年度野辺地町一般会計補正予算（第9号）であります。

国において妊娠、子育て家庭への伴走型支援と経済的支援を一体的に実施するため、出産・子育て応援交付金制度が創設され、令和4年度は遡及する形で既に出産した方にも経済的支援を行うこととなっており、早急に措置する必要が生じたことから専決処分したものであります。

それでは、お手元の別冊の予算書でご説明を申し上げます。既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ480万円を追加し、予算の総額を79億8,080万円といたしました。

まず、歳入について予算書の5ページをお願いいたします。14款国庫支出金、2項2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金の出産・子育て応援交付金は、経済的支援に係る事業費の3分の2が国庫負担となり、320万円を追加しております。

15款県支出金、2項2目民生費県補助金、4節児童福祉費補助金の出産・子育て応援交付金は、経済的支援に係る事業費の6分の1が県負担となり、80万円を追加しております。

18款繰入金、2項1目1節財政調整基金繰入金は、本補正予算の収支均衡を図るもので、経済的支援に係る事業費の町負担分である6分の1の80万円を追加いたしました。

続いて、歳出予算は6ページになります。3款民生費、2項1目児童福祉総務費の10節需用費及び11節役務費に本事業に係る事務費を合わせまして30万円追加いたしました。18節負担金、補助及び交付金は、出産届の提出時に交付する出産応援ギフトと出産後に交付する子育て応援ギフトを合わせまして450万円を追加いたしました。どちらも現金5万円ずつを交付するもので、今年度分に関しては既に交付手続を行っております。

以上、令和4年度野辺地町一般会計補正予算（第9号）についてであります。ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（戸澤 栄君） 歳入歳出一括で質疑を行います。質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 質疑がないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから承認第1号を採決します。承認第1号についてご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は承認することに決定をいたしました。

議案第1号 令和4年度野辺地町一般会計補正予算（第10号）を議題にします。

歳入について副町長の説明を求めます。

○副町長（江刺家夫君） 議案第1号は、令和4年度野辺地町一般会計補正予算（第10号）であります。お手元の別冊予算書でご説明申し上げます。

既定の予算の総額から歳入歳出それぞれ9,480万円を減額し、予算の総額を78億8,600万円といたしました。

予算全般につきまして、単に事業費の確定や決算見込みにより増減するものについては、各項目において説明は割愛させていただきます。

それでは、歳入の主なるものについてご説明申し上げます。予算書の16ページをお願いいたします。1款町税、1項2目法人の現年度分法人税割は、減収見込みにより1,900万円を減額いたしました。

10款地方交付税、1項1目1節地方交付税は、普通交付税の再算定に伴い、追加交付分として8,205万7,000円を増額いたしました。

12款分担金及び負担金、1項2目農林水産業費分担金、1節水産業費分担金の水産基盤整備事業分担金は、野辺地漁港荷さばき施設改築事業に係る令和3年度に実施した分のうち、漁業協同組合が負担する分で224万3,000円を計上しております。

17ページに参りまして、中段の4目農林水産業費国庫補助金、1節水産業費補助金は、野辺地漁港荷さばき施設改築事業に対する補助金で、交付額確定により8,629万1,000円を減額いたしました。

18ページをお願いいたします。中段の2項1目総務費県補助金、4節企画費補助金の元気な地域づくり支援事業費は、交付見込みにより754万8,000円を計上しております。

4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金の農業委員会交付金等は、交付額の決定により286万2,000円を追加いたしました。これは、農業委員等の農地利用最適化に係る活動実績に応じて交付金が決定されるものであります。2節林業費補助金の森林環境保全直接支援事業費は、工業団地町有林間伐業務に係る補助金ですが、令和5年度に実施することとなったことから467万8,000円を減額いたしました。

19ページに参りまして、中段の16款財産収入、2項3目1節物品売払収入は、先ほど県補助金にてご説明いたしました工業団地町有林間伐業務に係るもので、422万5,000円を減額いたしました。

17款寄附金、1項2目指定寄附金は、ふるさと納税が34件、そのほか指定寄附金2件、合わせて186万9,000円のご寄附がありました。寄附の目的に沿った基金に積み立てて活用させていただきます。

20ページをお願いいたします。18款繰入金、1項6目1節介護サービス事業特別会計繰入金は、令和4年度から地域包括支援センター業務を公立野辺地病院に委託していることに伴い、介護サービス事業特別会計の廃止に係る精算余剰金を繰入れするもので、351万3,000円を追加いたしました。

2項5目役場庁舎建設基金繰入金は、令和4年度中の新庁舎建設に係る事業費のほか、令和2年度及び令和3年度に借入れをしました新庁舎建設に係る地方債の償還金に充てるもので、1,670万8,000円を追加いたしました。

7目みちのく丸地域活性化基金繰入金は、歳出に合わせて177万4,000円を減額いたしました。

20款諸収入、3目2節雑入は、実績見込みによる共済金を追加いたしました。

21ページに参りまして、21款町債は、総額で6,700万円を減額いたしました。

1項1目1節総務債の新庁舎建設事業は、入札による執行残の減額に加えて、借入額を交付税算入の対象となる起債対象経費の75%までとすることにより、2,220万円の減額といたしました。

2目民生債からの減額については、事業費の確定見込みによるものであります。

町債で増額となったものとしては、6目1節商工債、空き家・空き店舗活用事業補助金に120万円を追加いたしました。

また、9目1節教育債、小・中学校情報教育推進事業250万円は、G I G Aスクール事業のICT支援員の報酬に充てるものであります。

以上が歳入予算の概要についてであります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（戸澤 栄君） 歳入の質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 質疑を終わります。

次に、歳出について、副町長、説明。

○副町長（江刺家和夫君） それでは、続いて歳出予算の主なるものについてご説明を申し上げます。

22ページを飛ばしまして、23ページをお願いします。2款総務費、1項総務管理費の中段、6目企画費、12節委託料の工業団地町有林間伐業務は翌年度に実施することとし、688万1,000円を減額いたしました。18節負担金、補助及び交付金の企業立地促進助成金及び企業立地雇用助成金については、今年度の活用の見込みがないことから、合わせて2,000万円を減額いたしました。

24ページをお願いいたします。中段の12目新庁舎建設費は、決算見込みにより675万5,000円を減額いたしました。なお、歳入でご説明したとおり、財源調整を行っております。

25ページは飛ばしまして、26ページをお願いいたします。3款民生費、1項1目社会福祉総務費、27節繰出金の未就学児均等割保険料は、子育て世帯の経済的負担の軽減のため、令和4年度から未就学児に係る均等割保険料の5割を公費負担するもので、31万2,000円を計上いたしました。

続いて、27ページから29ページを割愛させていただいて、30ページをお願いいたします。4款衛生費、1項4目健康増進センター費、10節需用費の燃料費は、価格高騰によるもので22万5,000円を追加しております。

下段の2項清掃費、3目ごみ減量化促進対策事業費、12節委託料の廃棄物処理手数料徴収業務は、町指定ごみ袋の販売量が当初想定したよりも多くなる見込みのため、38万1,000円を追加いたしました。

31ページに参りまして、下段の6款農林水産業費、1項1目農業委員会費、1節報酬は、農業委員会委員等の報酬を総額255万8,000円追加いたしました。農業委員等活動報酬及び農地利用の最適化に向けた活動実績によるものであります。

32ページを飛ばしまして、下の33ページをお願いいたします。2目漁港・漁場整備費、12節委託料の野辺地漁港区域内町有地測量業務は、県の事業で行っております野辺地漁港の埋立てに係る町有地分の測量費用であります。県での測量業務が令和5年度にずれ込むこととなったため、95万7,000円を減額いたしました。12節委託料の野辺地漁港荷さばき施設解体工事監理業務及び14節工事請負費は、野辺地漁港荷さばき施設改築事業に係る費用で、総額1億8,198万8,000円を減額いたしました。これは、令和4年度に解体工事を実施し、令和5年度に建築工事を着手する予定でしたが、昨今の不安定な世界情勢から工事期間が延びる見込みとなり、ホタテ出荷作業等の漁業者への影響が大きくなることから、令和5年度に解体と建設工事を併せて実施することとし、減額しております。

7款商工費、1項1目商工総務費、18節負担金、補助及び交付金は、常夜燈ロマン街路灯の維持管理に係る補助金で、電気料金の上昇による各団体の負担を軽減するため19万4,000円を追加いたしました。

34ページをお願いいたします。4目海水浴場費、14節工事請負費の駐車場トイレ改修工事は、劣化状況が著しいため、予定していた改修工事を見直しし、令和5年度に行うこととし、130万9,000円を減額いたしました。

下段の8款土木費、2項道路橋りょう費、3目除雪対策費、12節委託料に総額1,015万5,000円を追加いたしました。当初想定しておりました最低補償基準である3メートル50センチの累計降雪量を上回る見込みであったことから増額するものであります。

35ページを飛ばしまして、36ページをお願いいたします。9款消防費、1項2目非常備消防費、14節工事請負費の消火栓取替え工事は、翌年度に事業を見送ることとなったことから237万6,000円を減額いたしました。

下段の10款教育費、3項1目野辺地中学校費、10節需用費の光熱水費は、電気料金の上昇により140万8,000円を追加いたしました。

37ページに参りまして、3目学校施設費、10節需用費の修繕料は、野辺地中学校体育館の館内を2つに分ける仕切りネットを開閉するハンドル等を修繕するもので、35万3,000円を追加いたしました。

中段の4項4目中央公民館費、10節需用費の光熱水費も、電気料金の上昇により46万円を追加いたしました。

5項1目保健体育総務費、18節負担金、補助及び交付金の上十三地区体育協会は、青森県民体育大会の中止により負担金が発生しなかったことから33万7,000円を減額いたしました。競技スポーツ強化支援費は、八戸学院野辺地西高等学校サッカー部が2度の東北大会へ出場、同高校レスリング部が全国大会に出場するなど好成績を収め、今後も中学、高等学校のスキー部の活躍が見込まれたことから49万6,000円を追加いたしました。

38ページをお願いいたします。3目体育館費、10節需用費の光熱水費も電気料金の上昇により35万4,000円を追加いたしました。修繕料については、町立体育館の非常用発電装置のバッテリー及び電圧検出用リレーを修繕するもので、15万7,000円を追加いたしました。

6目学校給食共同調理場費、14節工事請負費のキュービクル改修工事は、修繕料で対応したことから805万2,000円を減額しております。

下段の13款諸支出金、1項1目財政調整基金費は、財政需要に備え積み立てるもので、1,800万円を追加いたしました。

39ページに参りまして、5目ふるさとづくり基金費は、ふるさと納税及び指定寄附金としていただいたものを積立ていたします。

6目公共施設整備基金費は、公共施設の整備に備え積立てするもので、2億1,100万円を追加いたしました。

14款予備費は、43万円の減額といたしました。

以上、歳出予算の概要であります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（戸澤 栄君） 歳出一括で質疑を行います。ページ数を言ってから質問をしてください。

2番、江渡正樹君。

○2番（江渡正樹君） それでは、36ページ、中学校費の1目11節の中で電話料が入っております。そこで、今回の五所川原市の議会で、不登校の児童に対してオンラインで授業した場合、出席数に入れると、そのようなことのようにございますが、野辺地町でも考えられてはどうかと思っておりますけれども、教育長、いかがですか。

○議長（戸澤 栄君） 教育長、答弁。

○教育長（新渡幹夫君） まず、現在の不登校についての対応をお話しします。

現在学校に来られない子供に対しては、教育相談室に通って勉強している子供もいます。それから、学校に来て教室に入れない子供は、隣の教室でオンラインによって授業を受けています。どちらにも出ていない子供たちには先生方が家庭訪問して、子供の様子を見ているというところでございます。

ただいまのオンラインによる授業、学校に来られない子供に対してのオンラインの授業ですが、ただ難しいのは、個々によって勉強の進度が違うのです。ですから、一斉のオンラインでやってもちょっと無理なところがあるのですが、何とかそれでも1人でも2人でもオンラインで授業ができるような体制を今後できればいいなというふうに考えております。今後できるかどうか、検討してまいりたいと思います。

○議長（戸澤 栄君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） おはようございます。33ページの7款商工費の2目観光費の負担金、補助及び交付金のシール貼付販売支援金について教えてください。当初予算では500万円でありましたけれども、実質執行が40万円ということで、シール貼付け、町外販売時に1枚当たり10円を支援するということだったと思うのですが、執行残が大分残ってしまった原因と、次年度にこの支援を継続する予定、私はするべきだと思うのですが、予定はないのかということをお教えてください。

○議長（戸澤 栄君） 課長。

○産業振興課長（長根一彦君） お答えいたします。

シール貼りのやつですけれども、実際募集したところ、業者が4者ほど協力いただきました。これは、縄文くらのシールを町外のお店で販売する場合1枚20円を交付して、上限10万円ということで、4者ですので、結果的に460万円の減額ということになりました。

今事業終わって、事業検証に入っているところであります。ですので、来年度以降につきましては、その検証結果等見てから考えたいなと思います。

以上です。

○議長（戸澤 栄君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 町外向けということだったのですけれども、結局町内の町民がくらのシールを知らない、外から来た人に説明もできないし、PRも逆にできないと思うのです。なので、町外だけではなくて町内の町民の皆様にも、こういうシールを貼って町外に販売しているのだよという、そういうPR活動もぜひしていただきたいと思うのですけれども。

○議長（戸澤 栄君） 答弁。

○産業振興課長（長根一彦君） 今の検証と併せて考えてみたいと思います。

○議長（戸澤 栄君） 5番、野坂 充君。

○5番（野坂 充君） 同じく観光費に関連してなのですが、町長にお尋ねします。

来週コロナが2類から5類に移行するということで、観光に関して来週の月曜日、祭りの実行委員会も開催される予定となっております。野村町長になってから、常夜燈フェスタは行われていないと記憶していますが、そういう観光面に対しての町長の考え方を教えてください。

○議長（戸澤 栄君） 町長。

○町長（野村秀雄君） お答えいたします。

就任以来、祇園まつりやら何やら、コロナのおかげでできなかったということがありますので、5類に引き下げられるということもあって、次年度からは全ての行事をできるように尽力したいと思います。予算も、もうそのように組立ては終わっておりますので。

○議長（戸澤 栄君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 37ページの中央公民館費に関連してお伺いします。

令和2年4月に策定された野辺地町個別施設計画によるところで、2022年に中規模、大規模修繕がかなりの件数計画されておりますが、まだ年度途中ですけれども、この計画の達成率、今すぐの答弁は求めませんが、達成率を、現時点と残っている部分とか、見込みでも結構ですので、後からでもお知らせいただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（戸澤 栄君） あとは要望でいいのですね。

○11番（赤垣義憲君） はい。

○議長（戸澤 栄君） ほかに。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） ないようですので、歳出の質疑を終わります。

続いて、第2表、継続費補正、第3表、繰越明許費、第4表、債務負担行為補正、第5表、地方債補正について、副町長、説明。

○副町長（江刺家夫君） それでは、予算書の6ページにお戻り願います。第2表、継続費補正についてご説明申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費、新庁舎建設事業は、庁舎等新築工事と監理業務に係る経費について、継続費総額を予算額から契約後の事業費に変更するものであります。

6款農林水産業費、3項水産業費、野辺地漁港荷さばき施設改築事業については、事業費の総額及び実施期間を変更するものであります。総額は4億5,873万円であります。年割額は、令和4年度が3,859万5,000円、令和5年度が1億3,389万4,000円、令和6年度が2億6,358万9,000円となります。

7ページをお願いいたします。第3表、繰越明許費であります。設定が2件であります。2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費の住民情報システム改修事業は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金を活用した戸籍証明書の広域交付等に係るシステム改修費用ですが、事業完了が令和5年度になる予定であることから繰り越すものであります。

9款の消防費、1項消防費の北部上北広域事務組合負担金は、野辺地消防署の資機材搬送車更新整備に係るもので、こちらも事業完了が令和5年度となる予定であることから繰り越すものであります。

次に、8ページから11ページまでは、第4表、債務負担行為補正であります。債務負担行為は追加が54件、令和5年度当初から業務を開始するため、令和4年度中に契約行為を行い、滞りなく業務を進めるためのものであります。

12ページからの第5表、地方債補正は、追加が2件、変更が9件であります。追加となった空き家・空き店舗活用事業、それと小・中学校情報教育推進事業は、財源に地方債を活用するため追加いたしました。

変更の9件につきましては、事業費の確定、または確定見込みにより、当該事業に充当する地方債の限度額を補正するものであります。また、起債の方法、利率等に変更はございません。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（戸澤 栄君） 第2表から第5表、地方債補正まで、一括で質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号 令和4年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について議題といたします。

歳入歳出予算補正の主なるもの及び第2表、債務負担行為補正について、町民課長、説明。

○町民課長（上野義孝君） それでは、議案第2号 令和4年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について、別冊予算書でご説明申し上げます。

既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,151万6,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ15億5,911万円といたしました。

歳入の主なるものについてご説明申し上げます。7ページをお願いいたします。1款国民健康保険税、1項1目一般被保険者国民健康保険税を収納見込額の精査により350万6,000円減額し、2億6,903万7,000円といたしました。

4款県支出金、1項1目保険給付費等交付金、1節普通交付金を1億1,282万2,000円減額いたしました。これは、歳出の2款保険給付費の減額に伴うものであります。2節特別交付金は、補助金の内示等により726万9,000円増額いたしました。

6 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金、1 節保険基盤安定繰入金は、額の確定により263万3,000円減額し、2 節事務費繰入金は、滞納整理機構への委託経費の精査により30万5,000円減額いたしました。3 節出産育児一時金繰入金を56万円減額いたしました。6 節未就学児均等割保険料繰入金を31万2,000円増額いたしました。

8 款諸収入、1 項 1 目延滞金、1 節一般被保険者延滞金を87万1,000円増額いたしました。

続いて、3 項 1 目雑入、3 節健診等個人納付金は、特定健診事業費の精査により21万6,000円減額いたしました。

次に、歳出の主なるものについてご説明申し上げます。9 ページをお願いいたします。1 款総務費、1 項 1 目一般管理費の12節委託料を54万7,000円増額いたしました。これは、結核・精神疾患による保険者支援業務が特別調整交付金の対象となり、増額したものであります。

2 款保険給付費、1 項 1 目一般被保険者療養給付費を給付実績の見込みにより8,647万1,000円減額いたしました。

同じく1 項療養諸費、3 目一般被保険者療養費を給付実績の見込みにより129万9,000円減額いたしました。

2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費を給付実績の見込みにより2,505万2,000円減額いたしました。

4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金を給付実績見込みにより84万円減額いたしました。

5 項葬祭諸費、1 目葬祭費を給付実績見込みにより20万円増額いたしました。

3 款国民健康保険事業費納付金、1 項 1 目一般被保険者医療給付分は、納付金確定により3,501万円減額いたしました。

2 項 1 目一般被保険者後期高齢者支援金等分は、納付金の確定により294万7,000円減額いたしました。

3 項 1 目介護納付分は、納付金確定により78万2,000円減額いたしました。

6 款保健事業費、2 項 1 目特定健康診査等事業費を集団健診及び個別健診の決算見込みにより338万5,000円減額いたしました。

10款予備費は、財源調整のため4,373万8,000円増額いたしました。

次に、4 ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為補正についてであります。国保情報集約システム運用管理業務委託ほか4件については、今年度中に契約を行い、令和5年度当初から滞りなく業務を進めるためのものです。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（戸澤 栄君） 歳入歳出一括で質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 質疑がないものと認めます。

次に、第2表、債務負担行為補正について質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号 令和4年度野辺地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

町民課長の説明を求めます。

○町民課長（上野義孝君） それでは、議案第3号 令和4年度野辺地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について、別冊予算書でご説明申し上げます。

既定の予算の総額から歳入歳出それぞれ887万円減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,910万5,000円といたしました。

歳入についてご説明申し上げます。6ページをお願いいたします。1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料の収納見込額を精査し、1目特別徴収保険料を374万9,000円減額し、同じく2目普通徴収保険料を253万6,000円減額いたしました。

3款繰入金、1項2目保険基盤安定繰入金を後期高齢者医療広域連合の保険基盤安定繰入金が増えたことにより、258万5,000円減額いたしました。

歳出についてご説明申し上げます。7ページをお願いいたします。2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金を歳入でご説明したとおり、保険料納付金については収納見込額の精査により628万5,000円減額し、保険基盤安定負担金については額の確定により258万5,000円減額し、令和4年度精算分の令和3年度保険料納付金が増えたため271万1,000円増額いたしました。

5款予備費については、財源調整のため271万1,000円減額いたしました。

次に、3ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為補正についてであります。後期高齢者医療事務システム保守業務については、今年度中に契約を行い、令和5年度当初から滞りなく業務を進めるために設定するものであります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（戸澤 栄君） 歳入歳出一括で質疑を行います。ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 質疑がないものと認めます。

歳入及び歳出の質疑を終わります。

次に、第2表、債務負担行為補正について質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号 令和4年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

介護・福祉課長、説明。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） 議案第4号 令和4年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。

別冊の補正予算書をお願いいたします。既定の予算額から4,606万7,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ18億3,341万9,000円といたしました。

それでは、歳入についてご説明いたします。6ページをお願いします。1款1項介護保険料、1目第一号被保険者保険料を1,915万2,000円増額いたしました。これは、特別徴収保険料と普通徴収保険料の現年度分及び過年度分の調定見込みによるものであります。

3款1項国庫負担金、1目介護給付費負担金を833万1,000円減額いたしました。これは、介護給付費に係る国庫負担分の負担割合に基づくもので、決算見込みにより減額いたしました。

同じく3款2項国庫補助金、1目調整交付金は291万7,000円の減額、続いて2目地域支援事業交付金（介護予防・生活支援）は4万4,000円、3目包括的・任意事業は28万3,000円を減額、4目保険者機能強化推進交付金、16万4,000円の増額、5目介護保険保険者努力支援交付金、59万6,000円の減額、計367万6,000円減額いたしました。各事業の決算見込みによる増減であります。

7ページをお願いします。4款1項支払基金交付金を計1,224万円減額いたしました。これは、介護サービス給付費が見込みよりも減になったことによるものであります。

5款1項県負担金、1目介護給付費負担金を634万5,000円減額いたしました。これは、介護給付

費に係る県負担分に基づくもので、決算見込みにより減額いたしました。

8ページをお願いいたします。7款1項一般会計繰入金を計580万6,000円減額いたしました。これは、介護サービス給付費や介護予防・生活支援総合事業、包括的支援事業、また事務費等の負担分を決算見込みにより調整いたしました。

7款2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金を2,865万7,000円減額し、財源を調整いたしました。

9ページをお願いいたします。続いて、歳出についてご説明いたします。2款1項1目居宅介護サービス給付費を2,006万8,000円減額いたしました。これは、在宅介護サービスで増額になったものもありますが、通所サービスやショートステイサービスなどが見込みより少なかったことにより、全体として減額になったものであります。

同じく3目地域密着型介護サービス給付費を1,015万円減額いたしました。認知症対応型共同生活介護給付費の減額によるものになります。

同じく5目施設介護サービス給付費を1,400万円減額いたしました。これは、特別養護老人ホームの入所に係る経費が見込みより少なかったことによる減額であります。

続いて、10ページ下段の3項2目任意事業費は、73万6,000円減額いたしました。これは、成年後見等を申し立てる費用となりますが、対象者の人数は増加傾向にあります。今年度は町が費用を支払うケースが見込みより少なかったことによるものであります。

最後に、戻りまして3ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為補正であります。債務負担行為は5件で、令和5年度当初から業務を開始するに当たり、令和4年度中に契約行為を行い、滞りなく業務を進めるためのものであります。

以上、ご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（戸澤 栄君） 歳入歳出の質疑を行います。ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 歳入歳出の質疑を終わります。

次に、第2表、債務負担行為補正について質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号 令和4年度野辺地町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

介護・福祉課長、説明。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） 議案第5号 令和4年度野辺地町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

別冊の補正予算書をお願いいたします。既定の予算額に344万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ404万2,000円といたしました。

本年度から野辺地町地域包括支援センターが町直営から公立野辺地病院に委託になったことを受け、令和4年度をもって介護サービス事業特別会計を閉じるため所要の補正を行うものです。

それでは、歳入についてご説明いたします。5ページをお願いいたします。1款1項予防給付費収入、1目介護予防サービス計画費収入を5万3,000円増額いたしました。これは、令和4年3月分の町直営の地域包括支援センターのサービス計画費が見込みを上回ったため増額いたしました。

続いて、3款1項基金繰入金、1目介護サービス事業基金繰入金を251万2,000円増額いたしました。これは、介護サービス事業基金廃止に伴い、本基金全額を繰り入れるためであります。

4款1項繰越金を87万7,000円増額いたしました。これは、令和3年度からの前年度繰越金が確定したためであります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。6ページをお願いいたします。3款1項予備費、1目予備費を43万1,000円減額いたしました。財源調整であります。

続きまして、4款1項繰出金、1目他会計繰出金を387万3,000円増額しました。これは、介護サービス事業特別会計の剰余金を一般会計に繰り出すためのものです。

以上、ご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（戸澤 栄君） これより歳入歳出の質疑を行います。ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 討論なしと認めます。

議案第5号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 令和4年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第6号）を議題とします。

建設水道課長、説明。

○建設水道課長（瀧澤 誠君） それでは、議案第6号 令和4年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第6号）についてご説明いたします。

別冊予算書をお願いいたします。1ページをお願いいたします。第2条、収益的収入及び支出の補正の収入では、1款1項給水収益2億2,800万円を200万円増額し、2億3,000万円といたしました。支出では、1款1項営業費用2億3,475万4,000円を644万6,000円増額し、2億4,120万円といたしました。

4項予備費は、521万2,000円から財源調整のため444万6,000円減額し、766万円といたしました。収入、支出それぞれ200万円の増額となります。

第3条、債務負担行為は、毎日水質検査業務委託ほか2件であります。令和5年度当初から業務を開始する必要があり、令和4年度中に契約行為を終了し、滞りなく業務を進めるものであります。

補正の内訳は、補正予算説明書で説明いたします。6ページをお願いいたします。（1）、収益的収入及び支出の収入では、1款1項1目1節水道料金を見込みにより200万円増額いたしました。

支出では、1款1項1目19節動力費を電力料金の不足見込額250万円を増額いたしました。

2目16節修繕費は、水道本管や支管の緊急修理等に対応するため400万円増額いたしました。

4目総係費は、3節、22節、33節合わせて46万9,000円増額いたしました。

5目減価償却費、1節有形固定資産減価償却費は52万3,000円の減額となります。

4項1目予備費は、財源調整により444万6,000円減額となります。

支出では、合計200万円の増額となります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

申し訳ございません。先ほどの説明の中で、1ページの第2条収益的収入及び支出の補正の中で、支出の部分の4項予備費の444万6,000円を減額しというところの次を「766万円」とご説明しましたが、「76万6,000円」の誤りでした。訂正方よろしく申し上げます。

○議長（戸澤 栄君） 訂正です。

水道事業一括で質疑を行います。ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

休憩を取ります。

休憩（午前10時33分）

再開（午前10時44分）

○議長（戸澤 栄君） 再開をします。

議案第13号 野辺地町個人情報保護に関する条例案について、総務課長より説明。

○総務課長（山田勇一君） それでは、議案書の7ページをお願いいたします。議案第13号は、野辺地町個人情報の保護に関する条例案であります。

8ページをお願いいたします。第1条のこの条例の趣旨であります。個人情報の保護に関する法律が改正され、これまで地方公共団体それぞれの条例に基づき運用されておりました個人情報の取扱いが令和5年4月から直接改正法の適用を受けることに伴い、改正法の施行に当たり必要とされる規定を整理するため、この条例を定めるものであります。

なお、現行の野辺地町個人情報保護条例は廃止いたします。

次の第2条では、この条例を適用する機関とし、町長、教育委員会、選挙管理委員会などを対象として規定いたします。なお、議会につきましては、改正法の適用から除かれたことから、この条例の対象実施機関には含まないものといたします。

次の第3条は、個人情報取扱事務の登録及びその公表に関する規定であります。改正法では、1,000人以上の個人情報ファイルの登録、公表が義務づけられておりますが、それとは別に1,000人未満の個人情報取扱事務に関しましても、必要な事項を掲載した帳簿を作成し、公表するものとしたします。

12ページをお願いします。第4条から第6条までは、個人情報の開示請求があったときの手続に関する規定となります。

なお、13ページの第6条の規定であります。開示請求に係る手数料は、現行の条例と同様に無料といたします。また、開示請求における行政文書の写し等の交付及び送付に要する費用につきましては、請求者の負担といたします。

第7条から15ページの第10条までは、個人情報の訂正請求及び利用停止請求があったときの手続に関する規定となります。

16ページをお願いいたします。第11条では、町の個人情報保護制度の運用状況を毎年1回公表す

ることについて規定いたします。

ページ中央の附則をお願いします。附則第1条では、施行期日に関する規定であります、この条例は令和5年4月1日からの施行といたします。

附則第2条は、この条例の施行に伴い現行の野辺地町個人情報保護条例を廃止するものであります。

附則第3条及び18ページの第4条では、現行条例の運用から改正法による運用へ移行することに伴う経過措置といたしまして、現行条例における個人情報を取り扱う業務従事者の義務や違反した場合の罰則などについて規定いたします。

19ページの附則第5条は、野辺地町公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例の一部改正であります、当該条例の一部に現行の野辺地町個人情報保護条例の条文を引用している箇所があるため、その引用規定を改めるものであります。

以上が議案第13号についての説明となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（戸澤 栄君） 質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

引き続き議案第14号 野辺地町個人情報保護審査会条例案について、総務課長より説明を求めます。

○総務課長（山田勇一君） それでは、議案書21ページをお願いいたします。議案第14号は、野辺地町個人情報保護審査会条例案であります。

22ページをお願いいたします。第1条のこの条例の趣旨であります、先ほどの議案第13号と同様に、個人情報の保護に関する法律の施行に伴い、野辺地町個人情報保護審査会の設置等について必要な事項を定めるものであります。

次の第2条は、審査会が所掌する事務についての規定であります。実施機関の諮問に応じて個人情報保護法に規定する開示請求に係る不作為などに対する審査請求等を調査審議いたします。

なお、別に定める野辺地町議会の個人情報の保護に関する条例における審査請求につきましても、

この審査会で調査審議することといたします。

第3条から次の24ページの第6条までは、審査会の運営に関する諸規定となります。審査会の委員は5人以内をもって組織するものとし、その任期を4年といたします。

第7条から27ページの第10条までは、この審査会の権能等についての規定となります。

27ページをお願いします。附則第1条は、施行期日に関する規定であります。この条例は令和5年4月1日からの施行といたします。ただし、次の附則第2条の経過措置の規定につきましては、公布の日からの施行といたします。

28ページをお願いします。その附則第2条では、現行の条例により設置しております野辺地町個人情報保護審査会の委員をそのまま継続して、この新たな審査会条例に基づく審査会委員として充てることなどにつきまして必要な事項を規定いたします。

以上が議案第14号についての説明となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（戸澤 栄君） 議案第14号について質疑を行います。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 23ページの委員の任命についてです。

「優れた識見を有する者」という文言がありますが、具体的にどうか、どういった基準があるのでしょうか。

○議長（戸澤 栄君） 総務課長。

○総務課長（山田勇一君） 第4条の第1項、「優れた識見を有する者」とありますけれども、これにつきましては、今町では個人情報に関してそれなりの知識を有する方、また知識がなくても委員をお願いして、こちらから説明して、そういう知見を持っていただくということで委員を任命しております。

○議長（戸澤 栄君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 「優れた識見」と書いてあるので、例えば弁護士とかそういった法律に関わる方の任命があるのかなと思ったのですけれども、今の説明だとあまり知識がない人でもというように解釈ができるので、任命するときにはしっかりとその辺を見極めたところで任命していただければと思います。

○議長（戸澤 栄君） ほかにはございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 討論なしと認めます。

議案第14号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号 野辺地町会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案に対して、総務課長より説明を求めます。

○総務課長（山田勇一君） 議案書31ページをお願いいたします。議案第15号は、野辺地町会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案であります。

33ページをお願いします。この議案の提案理由であります。町が任用するパートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用につきまして、これまで予算上の取扱いを1節報酬としておりましたが、国の基準に倣いまして、8節旅費の費用弁償として支給するため提案するものであります。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表でご説明いたします。34ページをお願いいたします。第2条第2項であります。パートタイム会計年度任用職員の給与の種類の規定のうち、「通勤手当」を削ります。

第7条の規定中、「通勤手当に相当する報酬」を「通勤に係る費用弁償」に改めます。また、当該職員の「公務のための旅行に係る費用弁償」の規定を同条第3項として加え、これに伴い改正前の第15条の規定を削除いたします。

以上が主なる改正内容であります。この条例の施行日は令和5年4月1日といたします。

これで議案第15号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（戸澤 栄君） 質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第16号 野辺地町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案について、健康づくり課長の説明を求めます。

○健康づくり課長（木明 修君） それでは、議案書37ページをお願いいたします。議案第16号は、

野辺地町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案であります。

46ページをお願いいたします。本条例改正案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び学校、児童福祉施設等におけるバス送迎の安全管理の徹底に係る関係府省令等の一部改正ほか2つの法令制定及び一部改正に伴い、関係する4つの条例を国の基準に準じた改正と法改正に伴う引用条文の整理を行うものであります。

それでは、主なる改正内容について新旧対照表でご説明いたします。47ページをお願いいたします。第1条関係は、野辺地町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正であります。第6条の3行目に「第7条の3第2項」を加えます。次ページをお願いいたします。第7条の次に「第7条の2」及び「第7条の3」を加えます。

第7条の2は、安全計画の策定に関する規定で、乳幼児の安全確保を図るため、設備の安全点検や事業所内外での安全管理に関する事項、定期的な研修、訓練に関する事項が規定されます。

第7条の3は、自動車運行に関する規定で、利用する乳幼児が送迎用自動車へ置き去りにされないように、見落としを防ぐ装置の設置等に関する内容が規定されます。

49ページをお願いします。中段の第10条は、国の基準に準じた所要の改正を行います。

下段の第13条は「削除」に改めます。

50ページをお願いいたします。第14条第2項の改正は、国の基準に準じて衛生管理に係る研修、訓練に関する規定を加えるものであります。

51ページをお願いいたします。第2条関係は、野辺地町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正であります。第6条の次に「第6条の2」及び「第6条の3」を加えます。

第6条の2は、安全計画の策定に関する規定で、利用者の安全確保を図るため、設備の安全点検や事業所内外での安全管理に関する事項、定期的な研修、訓練に関する事項が規定されます。

下段の第6条の3は、自動車運行に関する規定で、利用者が自動車へ置き去りにされないように、点呼等による所在確認に関する内容が規定されます。

52ページをお願いします。上段の第12条の次に「第12条の2」を加えます。業務継続計画の策定に関する規定で、利用者の支援を継続的に実施するための計画に関する事項が規定されます。

下段の第13条第2項の改正は、国の基準に準じて衛生管理に係る研修、訓練に関する規定を加えるものであります。

53ページをお願いします。第3条関係は、野辺地町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正であります。上段、第4条第2項の改正から57ページの第20条第4号までの改正は、法改正に伴い「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める

など、引用条文の整理を行うものです。

57ページをお願いします。下段の第26条、懲戒に係る規定は「削除」に改めます。

58ページをお願いします。上段、第35条の改正から65ページの第52条第3項までの改正は、法改正に伴い「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改めるなど、引用条項の整理を行うものがあります。

66ページをお願いします。第4条関係は、野辺地町子ども・子育て会議条例の一部改正であります。法改正に伴い、第1条中の「第77条第1項」を「第72条第1項」に改め、第2条中の「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改めるものであります。

申し訳ありませんが、44ページにお戻り願います。ページ中ほどの附則第1項は、施行期日に関する規定でありまして、この条例は令和5年4月1日からの施行といたします。

ただし、第1条の野辺地町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第13条の改正規定及び第3条中野辺地町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第26条の改正規定は、公布の日からといたします。

附則第2項は、改正後の野辺地町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の3第2項の規定による送迎の自動車にブザー等車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置に関し、設置に困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、ブザー等を備えないことができる経過措置を規定するものです。

45ページ中ほどをお願いします。附則第3項は、改正後の野辺地町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の適用について、令和6年3月31日までの間は努力義務とする経過措置を規定するものです。

以上が議案第16号の概要についての説明となります。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（戸澤 栄君） 議案第16号について質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号 野辺地町国民健康保険条例の一部を改正する条例案について、町民課長、説明。

○町民課長（上野義孝君） それでは、議案第17号についてご説明申し上げます。

議案書67ページをお願いいたします。議案第17号は、野辺地町国民健康保険条例の一部を改正する条例案であります。

68ページをお願いいたします。この条例は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、出産育児一時金の額の改正を行うため提案するものであります。

それでは、新旧対照表で改正点をご説明いたします。70ページをお願いいたします。産科医療補償制度における出産育児一時金の総額を現在の42万円から50万円に増額することとなったことから、所要の改正を行うものであります。

第6条第1項中「40万8,000円」を「48万8,000円」に改正します。

この条例は、令和5年4月1日から施行いたします。

また、この条例の施行の前に出産した被保険者に係る国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例によります。

以上、議案第17号についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（戸澤 栄君） 議案第17号について質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 野辺地町工場立地法地域準則条例案を議題とします。

産業振興課長。

○産業振興課長（長根一彦君） それでは、議案書71ページをお願いいたします。議案第18号は、野辺地町工場立地法地域準則条例案であります。

72ページをお願いいたします。第1条は、本条例の趣旨です。工場立地法の各規定に基づき、一定規模以上の工場等を新設または変更する際、国の準則により定められ公表されている敷地面積に対する緑地面積率等を市町村の生活環境など地域の特性や自然環境を考慮し、地域区分に応じ国の準則に代えて適用すべき準則を国が定める範囲内において市町村条例で定めることができるに基づき、町は緑地面積率等を緩和した準則を定めることで新規工場の立地や既存工場等の増改築を促進

し、地域の産業振興と雇用の創出につなげ、また図っていくものとし、国の準則に代えて適用すべき準則を本条例で定めるものであります。

第2条は定義、第3条は国の準則に代えて適用すべき準則であります。

73ページの表でご説明申し上げます。初めに、区域です。第2種区域は、都市計画法第8条第1項第1号における準工業地域、その隣、第3種区域は、同法同条項における工業専用地域及び工業地域、第4種区域は、同法第7条第1項の市街化区域以外の区域で、各区域における緑地の面積の敷地面積に対する割合、第2種区域は100分の10以上、第3種及び第4種区域で100分の5以上とし、表の最後の段、環境施設的面積の敷地面積に対する割合は、第2種区域で100分の15以上に、第3種及び第4種区域で100分の10以上とするものであります。

第4条は、緑地が他の施設と重複する場合の緑地面積率の算定方法です。現在国が公表している準則は100分の25の割合を用いることになっておりますが、74ページに記載しておりますが、本条例で100分の50の割合とし、定めることで、重複する緑地面積率の緩和を図るものであります。

74ページ中ほど、附則の1、施行期日ですが、この条例は公布の日から施行することといたします。

附則の2は、緑地面積等の緩和措置に係る経過措置に関わる内容となっております。

以上、議案第18号についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（戸澤 栄君） 議案第18号について質疑を行います。ございますか。

5番、野坂 充君。

○5番（野坂 充君） 今来る工場は、この区域で言えば2種、3種、4種のどこに入りますか。

○議長（戸澤 栄君） 課長。

○産業振興課長（長根一彦君） お答えします。

来るというより検討されている、第2種区域になります。

○議長（戸澤 栄君） ほかにはございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号 野辺地町産直施設設置条例の一部を改正する条例案を議題とします。

産業振興課長。

○産業振興課長（長根一彦君） それでは、議案書79ページをお願いいたします。議案第19号は、野辺地町産直施設設置条例の一部を改正する条例案であります。

常夜燈公園に隣接する野辺地町産直施設の使用に関わり、受益者に負担を求めるため、条例の一部改正を提案するものであります。

それでは、条例の改正点について新旧対照表でご説明申し上げます。83ページをお願いいたします。第2条、設置、これまで「町内の産業団体の更なる活性化の基点」としていたものを「町内の産業の更なる活性化の基点」と、「団体」を削除いたします。

第7条の使用料ですが、施設の使用料は「無料」としていたものを「別表第1に定める額（消費税額相当額を含む。）」ものいたします。

別表第1をご説明いたします。84ページをお願いいたします。下段の表が別表となります。使用料は、一月につき2万2,000円といたしました。備考の欄は、使用期間が一月に満たない場合のときなど、日割りで計算し、得た額を使用料とする内容となっております。

83ページにお戻り願います。第7条で使用料を定めたことに伴い、第8条に使用料の減免を、第9条に使用料の還付の規定を新たに設けました。第8条の減免は、公益上必要があると認められるとき、又は特別の事情があるときは減免することができるものいたします。

第9条の還付は、既に納付した使用料は還付しない。ただし、次の84ページに記載の1から3の各号の一つに該当するときは、その全部又は一部を還付することができるものいたします。

第8条、第9条を設けたことにより、これまでの第8条を第10条に、第9条を第11条に繰下げいたしました。

この条例の施行日は、令和5年4月1日からといたします。

以上、議案第19号についてご説明申し上げます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（戸澤 栄君） 議案第19号について質疑。

6番、岡山義廣君。

○6番（岡山義廣君） 無償だったものが2万2,000円、消費税込みでということですが、今の産直施設の契約期間、もう契約して営業しているわけですけれども、その期間はいつからいつまででしょうか。

○議長（戸澤 栄君） はい、どうぞ。

○産業振興課長（長根一彦君） お答えいたします。

今現在は、10月1日から令和5年3月31日まで許可しております。

○議長（戸澤 栄君） 6番、岡山義廣君。

○6番（岡山義廣君） 3月31日で契約期間が終了するということだと思いますけれども、では年度内で終わりだということだと。その後の予定といいますか、その後も継続してまた営業はするということですか。

○議長（戸澤 栄君） はい、どうぞ。

○産業振興課長（長根一彦君） お答えいたします。

今お貸ししている業者から、引き続きお借りしたいというお話はいただいております。

○議長（戸澤 栄君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） この金額の根拠をお願いします。

○議長（戸澤 栄君） 課長。

○産業振興課長（長根一彦君） お答えします。

県内の同様の施設をいろいろと調べさせていただきまして、同じくらいの面積等も考えまして、同額程度ということで決めております。

○議長（戸澤 栄君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号 野辺地町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案を議題とします。

建設水道課長。

○建設水道課長（瀧澤 誠君） 議案第20号についてご説明いたします。

議案書85ページをお願いいたします。議案第20号は、野辺地町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案であります。これは、道路法施行令の一部改正に伴い、道路占用料の額の改正を行うため提案するものであります。

新旧対照表でご説明いたします。94ページから98ページをお願いいたします。野辺地町道路占用料等徴収条例、別表の現行占用料を改正案に記載の占用料に改めます。

この条例の施行日は、令和5年4月1日からといたします。

以上、議案第20号についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（戸澤 栄君） 質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号 野辺地町介護サービス事業基金条例を廃止する条例案について、介護・福祉課長の説明を求めます。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） それでは、議案第21号についてご説明申し上げます。

議案書99ページをお願いいたします。介護予防ケアマネジメント事業を公立野辺地病院に委託したことにより、野辺地町介護サービス事業特別会計は、令和4年度をもって閉じることといたしました。これに伴い、町が運用する介護サービス事業基金を廃止するために提案するものです。

この条例は、令和5年3月31日から施行いたします。

以上、議案第21号についてご説明申し上げます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（戸澤 栄君） 議案第21号について何かご質問ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び青森県市町村総合事務組合の規約の変更について、総務課長より説明を求めます。

○総務課長（山田勇一君） 議案書の101ページをお願いいたします。議案第22号は、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び青森県市町村総合事務組合の規約の変更についてであります。

103ページをお願いいたします。この条例の提案理由であります。令和5年6月1日から当該事

務組合の構成団体に八戸市を加入させること並びに当該事務組合で共同処理する事務のうち、市町村税等の滞納整理に関する事務に八戸市及び十和田市を加えることから、当該事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び当該事務組合の規約の変更について、地方自治法の規定により議会の議決を要するため提案するものであります。

それでは、当該事務組合の規約の改正内容につきまして、新旧対照表でご説明いたします。105ページをお願いします。別表第1の事務組合の構成団体に「八戸市」を加えます。

次の106ページをお願いいたします。別表2の共同処理する市町村税等の滞納整理に関する事務に「八戸市」及び「十和田市」を加えます。

以上が改正の内容となりますが、この規約の施行日は令和5年6月1日といたします。

これで議案第22号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（戸澤 栄君） 質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 討論なしと認めます。

これから議案第22号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 町道の路線認定の件を議題とします。

建設水道課長。

○建設水道課長（瀧澤 誠君） 議案第23号についてご説明いたします。

議案書107ページをお願いいたします。議案第23号は、町道の路線認定の件であります。

議案書108ページをお願いいたします。新たに町道として認定する路線は、石神裏支線8号線の1路線となります。

議案書110ページが路線の位置図となっております。

以上、議案第23号についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（戸澤 栄君） 議案第23号について何かございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号 町道の路線変更の件を建設水道課長から説明を求めます。

○建設水道課長（瀧澤 誠君） 議案第24号についてご説明いたします。

議案書111ページをお願いいたします。議案第24号は、町道の路線変更の件であります。

議案書112ページから120ページをお願いいたします。路線変更する町道は、市内支線18号線ほか33路線で、幅員及び延長が変更となります。

議案書123ページから147ページは、各路線の位置図となっております。

以上、議案第24号についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（戸澤 栄君） 説明が終わりました。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦の件を議題とします。

町長の説明を求めます。

○町長（野村秀雄君） 諮問第1号は人事案件でございますので、私からご説明を申し上げます。

議案書149ページをお願いいたします。諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦の件であります。

150ページをお願いいたします。人権擁護委員であります吉原有三氏の任期が令和5年3月31日をもって満了となることから、同氏を再度人権擁護委員の候補者として推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会のご意見をいただくものであります。

なお、吉原氏の略歴につきましては、151から153ページにかけて掲載しております。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（戸澤 栄君） 討論があれば、これを許しますが、ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 討論はないものと認めます。

これから諮問第1号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号は適任とすることに決定しました。

◎発議審議

○議長（戸澤 栄君） 日程第2、発議審議を行います。

発議第1号 野辺地町議会の個人情報の保護に関する条例案を議題とします。

野辺地町議会の個人情報の保護に関する条例案が野辺地町議会会議規則第13条第2項の規定により、高田光雄君ほか5名から提出されました。

1番、高田光雄君からの提案理由の説明を求めます。

1番、高田光雄君。

○1番（高田光雄君） 発議第1号ではありますが、提案理由を申し上げます。

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、法が定める規律の適用除外となりましたが、議会においても個人情報の適正な取扱いを確保する責務を有していることから、その取扱いに執行機関と差異がないよう条例を制定するものであります。

以上でございます。

○議長（戸澤 栄君） これから発議第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎陳情審議

○議長（戸澤 栄君） 日程第3、陳情審議を行います。

本定例会には、陳情等文書表のとおり2件の陳情書が提出されております。この陳情書については、議会運営委員会において議員配付と決定しておりますので、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情書については議員配付とすることに決定をいたしました。

以上で本定例会に付議した議案等の審議が全部終了しました。

◎町長挨拶

○議長（戸澤 栄君） 町長から町議会定例会の閉会に当たり挨拶がございますので、これを許します。

どうぞ。

○町長（野村秀雄君） 令和5年第1回定例会の閉会に当たり、議長から発言の機会をいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、令和5年度当初予算をはじめ、ご提案いたしました全ての議案につきまして原案どおり御議決を賜り、誠にありがとうございました。議員皆様からいただきました各般にわたってのご意見、ご指摘につきましては、今後の町政運営に当たり、十分心して努めたいと存じております。

さて、申し上げるまでもなく、この4月末をもって議員の皆様は任期の満了を迎えるわけですが、4年間の町政に対するご協力、ご尽力に厚く感謝申し上げます。改選後の議会におきましても、引き続き行政との両輪として、野辺地町の発展のため、なお一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、今期をもって後進に道を譲られる議員もおられます。ご勇退なされる議員の長年のご労苦に対し、深く敬意を表しますとともに、町民を代表して心から感謝申し上げます。今後も健康にご留意され、変わらぬご指導、ご鞭撻を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

最後に、4月23日に予定されております町議会議員選挙に引き続き立候補される方々のご健闘を祈念申し上げます。定例会閉会の挨拶といたします。大変お疲れさまでございました。ありがとうございます。

◎閉会の宣告

○議長（戸澤 栄君） これをもって令和5年第1回3月定例会を閉会いたします。

（午前11時32分）